

# 8 版 2018 放射線取扱の基礎—第 1 種放射線取扱主任者試験の要点—

## 正誤と更新情報

(2018 年 4 月 23 日現在)

頁	対象箇所	誤	正
物 56	上から 3 行目	管理技術 4.2	管理技術 1.4.1b
化 8	例題 8 の解答 G	0.107 ×	0.108 ×
化 27	下から 6 行目	牝牛	牝牛
管 73	7.3 の 1), 2)	編集完了後に変更あり。下の更新情報を参照。	
法 87	見出し横	(旧法第 4 条第 1 項)	(旧法第 42 条第 1 項)
付録 a 7	<sup>60</sup> Co 第 6 欄一番下	1.333	1.332
問題集 62 回 法 5	問 10 の解答 注 C	法人の代表者, 氏名	法人の代表者の氏名

[ 更新情報 ]-----

### ○管理技術 (管 73 頁) 7.3 緊急時における連絡通報

平成 30 年 3 月、原子力規制庁より「放射性同位元素使用施設等に係る事故・トラブル等の緊急時における連絡について」と題し、「報告及び緊急時・トラブル発生時の対応について」見直しが行われ、各事業者に通達がなされたので、主な変更点を下記にまとめた。

#### (1) 火災時の対応について

原子力規制委員会に通報を求める事象が、「事業所内で火災が発生した場合」から「管理区域において火災が発生した場合又は事業所内の管理区域外において管理区域、事業所内の放射性同位元素若しくはその収納容器に延焼する可能性のある火災が発生した場合 (事業所内運搬中を含む)」に改められた。

#### (2) 地震時の対応について

これまで特定許可使用者 (放射性同位元素により特定許可使用者となる者に限る) に対し求められていた、「直ちに施設・設備の点検を行い、特に法令報告事象が確認されない場合でも状況を連絡する」ことを要する事象を、「震度 4 以上」から「大規模自然災害 (震度 5 強以上の地震、風水害による家屋全壊が発生した場合)」が発生した市区町村の特定許可使用者 (放射性同位元素により特定許可使用者となる者に限る) とされ、「法令報告の対象となる異常事態が発生した場合」には電話連絡及び FAX により状況を報告することに改められた。

なお、上記「特定許可使用者」のうち、「危険時の措置の事前対策事業者」(平成 30 年 4 月に施行された放射線障害防止法施行規則第 21 条第 1 項第 14 号に該当するもの) においては、点検の結果、「法令報告の対象となる異常がない場合」でもメールによる状況の報告が求められている。